

韓国知的財産ニュース 2022年3月前期

(No. 458)

発行年月日：2022年3月17日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、3月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令
(産業通商資源部令第452号)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、Kコンテンツ企業への知的財産権保護支援を強化
- 2-2 韓国特許庁・大田市、地域社会のための国民のアイデアを公募
- 2-3 知的財産の重要性を知らせる知的財産とイノベーション第5号を発行
- 2-4 韓国特許庁「アイデア登録・取引制度の活性化案」発表
- 2-5 再チャレンジする創業者、最大1.1億ウォンで事業化を支援
- 2-6 5月31日まで2022国民安全発明アイデアを受付
- 2-7 韓国特許庁、生命工学・バイオヘルスケア分野の特許及び産業動向セミナーを開催
- 2-8 韓国特許庁、直接開発した学習コンテンツでグローバル知的財産専門家を育成する
- 2-9 韓国特許庁、自治体と共に地域企業のIP事業化をサポートする
- 2-10 中高年特許基盤技術創業の支援事業、3月11日から25日まで受付
- 2-11 韓国特許庁、企業・機関向けオーダーメイド型営業秘密管理体系の構築を支援
- 2-12 韓国特許庁、国際機関に「新型コロナ優先審査」を紹介
- 2-13 3月14日月曜日から2022年知的財産情報活用創業コンテストを受付
- 2-14 韓国特許庁、新産業分野をリードする技術・知的財産融合人材の育成を推進
- 2-15 韓国特許庁・KAIST、企業CEO向け知的財産最高位課程を開設
- 2-16 韓国国内で初めて発明体験教育館を開館

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 国際知財権紛争、特許庁に助けを求めてください
- 3-2 韓国特許庁、K ポップグッズ関連偽造品の取締り及び啓発を実施

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第 452 号）

電子官報（2022.3.4.）

産業通商資源部令第 452 号

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2022 年 3 月 4 日

産業通商資源部長官

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令

特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部を次のように改正する。

第8条第3項第10号を削除し、同項に第12号を次のように新設する。

12. 職務発明の活性化に向けた施策の策定・推進

第8条第4項に第6号を次のように新設し、同項第7号を削除する。

6. 産業財産権サービス業の育成に関する事項

第8条第5項に第13号を次のように新設し、同条第7項第8号を削除する。

13. 大学及び公共研究機関の産業財産権に対する管理能力の強化及び事業化促進を支援

第12条第2項中「特許審査企画課、特許審査制度課」を「特許審査総括課、特許制度課」とし、同条第3項各号以外の部分中「特許審査企画課長」を「特許審査総括課長」とし、

同条第4項各号以外の部分中「特許審査制度課長」を「特許制度課長」とし、同項第1号中「国際出願審査関連」を「国際出願とその審査に関連する」とし、同項第5号中「国際出願の審査制度」を「国際出願制度」とする。

第12条の2第8項中「3Dプリンティング、金属成形システム及びプラスチック加工」を「デジタルツイン（Digital Twin）、3Dプリンティング及びスマート加工」に改める。

別表1中書記官・技術書記官・行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「134」を「172」に、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「883」を「800」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「355」を「400」に改める。

別表2中副理事官・書記官又は技術書記官「15」を「14」に、書記官又は技術書記官「39」を「40」に、行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官「839」を「794」に、行政主事・司書主事・工業主事・農業主事・林業主事・獣医主事・海洋水産主事・気象主事・保健主事・医療技術主事・薬務主事・環境主事・航空主事・施設主事・電算主事又は放送通信主事「355」を「400」に改める。

産業通商資源部令第24号特許庁とその所属機関の職制施行規則の全部改正令の附則（産業通商資源部令第373号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令及び産業通商資源部令第428号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令に従って改正された内容を含む）第2条第2項第7号中「特許審査企画課長」を「特許審査総括課長」に改める。

産業通商資源部令第109号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令の附則（産業通商資源部令第329号特許庁とその所属機関の職制施行規則の一部改正令に従って改正された内容を含む）第2条第2項中「特許審査企画課長」を「特許審査総括課長」に改める。

附 則

第1条（施行日） この規則は、公布の日から施行する。

第2条（総額人件費制度により上方調整した職級の存続期間） ①この規則は、施行当時に総額人件費制度を活用して運営している別表2の定員2名（書記官・技術書記官・行政事

務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官の2名)は2022年12月31日まで存続し、2023年1月1日以降は、それに該当する定員は別表2の行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官の2名とみなす。

②この規則の施行当時に総額人件費制度を活用して運営している別表4の定員1名(副理事官・書記官又は技術書記官の1名)は2022年12月31日まで存続し、2023年1月1日以降は、それに該当する定員は別表4の書記官又は技術書記官の1名とみなす。

第3条(定員に関する経過措置) この規則の施行により職級が下方調整される特許庁の公務員の定員45名(行政事務官・司書事務官・工業事務官・農業事務官・林業事務官・獣医事務官・海洋水産事務官・気象事務官・保健事務官・医療技術事務官・医務事務官・薬務事務官・環境事務官・航空事務官・施設事務官・電算事務官又は放送通信事務官の45名)に該当する超過現員がいる場合は、その超過する現員がこの規則による定員と一致する時までそれに相応する定員が特許庁に別途いるとみなす。

改正理由及び主要内容

特許庁の特許審査機能を強化するために人員3名(5級3名)の職級を上方調整(4級又は5級3名)し、特許庁の効率的な人員運営のために定員80名(5級80名)の職級を調整(4級又は5級35名、6級45名)し、総額人件費制度を活用して職級を上方調整していた特許庁の定員39名(3級又は4級1名、4級又は5級38名)の職級を従前の職級(4級1名、5級38名)に還元する一方、特許庁の特許審査企画課と特許審査制度課の名称をそれぞれ特許審査総括課と特許制度課に変更し、特許庁の産業財産政策局の下部組織の分掌事務の一部を調整しようとするものである。

<産業通商資源部提供>

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、K コンテンツ企業への知的財産権保護支援を強化

韓国特許庁 (2022. 3. 2.)

個別型コンテンツ知的財産保護戦略、コンテンツ知的財産現場諮問サービスを提供

【事例1】モバイルゲーム開発会社「イ」社は、「K コンテンツ知的財産権保護支援」事業を通じて欧州や米国などの商標を登録（26件）し、海外の App Store で流通していた模倣作の遮断（3件）に成功した。また、海外進出を 30 カ国以上に拡大し、3,000 万ドルの輸出も達成（2021年）した。

【事例2】「ロ」社は、世界的な劇場版アニメーションの海外公開を控えている状況で「K コンテンツ知的財産権保護支援」事業を通じて米国、中国、ベトナム等に商標（9件）を出願し、中国ライセンス戦略で海外に安定的に進出した。また、米国、中国などでアニメーションの配給や関連「キャラクター商品（グッズ）」などの商品化事業等も進めている。

韓国特許庁は「2022年 K コンテンツ知的財産権保護支援」事業に参加する K コンテンツ企業を 3月4日金曜日から募集すると発表した。

最近、「OSMU、One Source Multi Use」を通じたドラマ・アニメーション・ゲームなどのコンテンツの拡大・再生産が活発になり、コンテンツ産業で著作権だけでなく、商標（ドラマタイトルなど）やデザイン（グッズデザイン）なども重要になってきている。

このような中、今回の事業は近年世界的に人気を集めている K コンテンツに対して商標権・デザイン権などの知的財産権の確保をサポートし、海外進出の競争力を高めるために、有望な K コンテンツ企業を発掘し、集中的に支援する。

K コンテンツ知的財産権保護支援事業は、ドラマ・アニメーション・ゲームなどのさまざまなコンテンツ企業を対象に、海外に進出する上で必要な多角的な知的財産保護戦略を提供する。まず、参加企業が保有しているコンテンツと知的財産実績資料集（ポートフォリオ）を多角的に分析し、海外進出戦略、商品化戦略および海外知的財産保護戦略などをサポートする「コンテンツの事業化・知的財産戦略ロードマップ」、海外企業との使用権（ライセンス）契約書の検討・諮問をサポートする「コンテンツ使用権（ライセンス）戦略」など、「個別型コンテンツ知的財産保護戦略」を提供する。また、企業を直接訪問し

でコンテンツに関する知的財産保護全般に対する基礎的な保護諮問（コンサルティング）
を無料で提供する「コンテンツ知的財産現場諮問サービス（※）」を拡大して運営する。

※（2021）年1回/11社→（2022）年2回/26社

特許庁は2020年に26社を対象にKコンテンツ知的財産権保護支援事業を支援した結果、
計283件の商標が出願（参加企業当たり平均13件）され、参加企業の約63%（回答22社
中14社）が海外進出を拡大するのに貢献した。

2022年Kコンテンツ知的財産権保護支援事業への参加を希望する企業は、知的財産保護
総合ウェブサイト（www.ip-navi.or.kr）から申し込むことができる。詳細は特許庁ウェブ
サイト（www.kipo.go.kr）および韓国知識財産保護院ウェブサイト（www.koipa.re.kr）
で確認できる。

2-2 韓国特許庁・大田市、地域社会のための国民のアイデアを公募

韓国特許庁（2022.3.2.）

大田地域のためのクリエイティブなアイデアを探します

韓国特許庁と大田市は、大田の地域社会問題を国民のクリエイティブなアイデアで解決
するために、「特許庁・大田市のアイデア公募展」を3月2日から5月10日まで実施す
ると発表した。

今回の公募展は、地域社会の問題は当事者である地域住民と国民が関心を持ってさまざ
まなアイデアを提案し、積極的に参加することが重要であるという認識のもと、大田市と
の協力を通じて解決策を探ろうという積極行政の一環として企画された。

「特許庁・大田市のアイデア公募展」には、「希望探し社会的協同組合」等5つの大田所
在の企業・機関・団体などが参加し、6つの課題を発題した。分野は、アイデア共有型課
題とアイデア取引型課題に分かれている。

「アイデア共有型課題」とは、国民からアイデアを無償で共有してもらって非営利的に使用
するか、共有してもらったアイデアから収益が発生する場合、その3分の2以上を社会
に還元する課題である。非営利団体社団法人大田経済正義実践市民連合都市安全デザ
インセンターの「バス停を利用する市民のためにどのような情報を伝えたらよいでしょ
うか」など、計4件の課題に対して公募が行われる予定である。

「アイデア取引型課題」とは、報奨金のある課題であり、課題を発題した企業・団体がアイデアを購入して使用する課題である。クリーンデーの「ベッドマットレスを高温消毒できる移動式車載装備の提案（最大取引金 1,500 万ウォン）」など、計 2 件の課題に対して公募が行われる予定である。

アイデアの共有・取引とは別に公募されたアイデアのうち優秀なアイデアに対しては授賞（※）も予定されている。

※最優秀賞（1 名、200 万ウォン）、優秀賞（2 名、各 100 万ウォン）、奨励賞（5 名、各 30 万ウォン）、特別賞（1 名）

一方、アイデアを提案しようとする国民であれば、アイデアプラットフォーム「アイデア路」（<http://www.idearo.kr>）より誰でもオンラインで公募展に参加することができる。

特許庁のアイデア取引担当官は「ますます複雑化し、多様化している地域社会問題を実質的に解決するためには、当事者である国民が奇抜なアイデアで解決策を提案することと一緒に解決していくことが何より重要だ」とし、「この機会を通じて大田市の社会問題を実質的に解決する方法を国民のアイデアから見つけることを願う」と述べた。

2-3 知的財産の重要性を知らせる知的財産とイノベーション第 5 号を発行

韓国特許庁（2022. 3. 2.）

メタバース、人工知能が知的財産に及ぼす影響の分析など、制度・政策および国内外の争点を記載

韓国特許庁は、知的財産分野の主要政策・争点、判例に関する学術誌の「知的財産とイノベーション」第 5 号を 3 月 2 日水曜日に発行した。「知的財産とイノベーション」は、韓国国民の知的財産に対する関心と理解を深めるために、2020 年から年 2 回ずつ発行している。

今回発行された「知的財産とイノベーション」第 5 号は、パブリシティ権保護の動き、新技術が知的財産権と文化市場に及ぼす影響、知的財産分野の国際機関の動向、気候変動関連争点など、幅広いテーマを扱っている。

有名人の肖像・氏名のようなパブリシティ権を保護するために不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律に新設された規定を分析しており、メタバースや人工知能（AI）などの新技術が知的財産権と文化市場に与える影響などが盛り込まれている。

その他、気候変動により水不足問題が台頭している中、浄水や貯蔵技術等「水の産業」分野の特許・産業連携の分析結果、世界知的所有権機関（WIPO）の新任事務総長ダレン・タン（Daren Tang）の中長期政策の方向性と示唆点など、国内外の争点を網羅するさまざまな内容が記載されている。

一方、国民が学術誌により簡単にアクセスできるよう特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）の冊子/統計掲示板に掲載され、共有と普及のために特許法院や関連学会などの関連機関にも配布される予定である。

特許庁長は「特許庁の構成員と外部専門家の知恵を絞った本学術誌が、関連産学官、そして知的財産に興味のある国民とのコミュニケーションの窓口になることを願う」と述べた。

2-4 韓国特許庁「アイデア登録・取引制度の活性化案」発表

韓国特許庁（2022.3.3.）

国家拠点「アイデア取引所（プラットフォーム）」の構築など、
3大分野・9の重点推進課題を発表

変化とイノベーションに対する多様な需要と国民のイノベーション供給能力を連携し、創造的なアイデアが自由に生産・消費される取引市場が作られる。

韓国特許庁は3日、「アイデア登録・取引制度の活性化案」を関係部処合同で第55次非常経済中央対策本部会議（経済副総理主宰）に報告し、主な課題について議論したと発表した。

今回の案件は、第四次産業革命以降、創造的なイノベーションアイデアに対する重要性が浮上したことを受け、新型コロナウイルスなどによる経済的困難を、創造型イノベーション成長を通じて克服できるように、(1) 創造的なアイデアの流通・取引基盤を組成、(2) アイデアの需要・供給を拡大、(3) 保護を強化するという3大分野・9の重点推進課題を盛り込み、創造的なアイデアが自由に取引される市場を作るための方策として策定された。

まず、アイデア取引基盤を組成するため、公共と民間が自由にアイデア取引に参加できるよう、国家拠点「アイデア取引所（プラットフォーム）」を構築・運営する予定である。韓国特許庁で運営している「アイデア路」を国家拠点取引所（プラットフォーム）へと拡

大・改編するとともに、政府・自治体で運営している既存の国民提案システム（例：光化門1番街など）及び民間のアイデア取引所（プラットフォーム）と相互システムを連携して情報を共有し、国全般にわたるアイデア取引市場を作る一方、アイデア取引モデル及びモバイルアプリケーションの開発・普及など、アイデア取引に必要な環境を提供する予定である。また、イノベーションアイデアを専門的に創出・仲介する民間イノベーション支援企業（Open Innovation Accelerator）を育成し、今後民間がリードするアイデア取引市場が形成できる土台を作る計画である。

創造的なアイデアの需要・供給を拡大するためには、公共・民間の需要を創出し、それに見合う誘引策（インセンティブ）を提供してアイデア創出を動機付けることを予定している。今年から政府・自治体・公共機関で開催する予定であるアイデア公募展を「アイデア路」で行い、公共部門が先導的にアイデア取引需要を創出する一方、これを通じてアイデア取引に関する情報・経験などを積み上げ、アイデア取引の効率を高める予定である。なお、優秀アイデアに対する褒賞を強化し、創造人材に対して就職を支援するなど、民間における創造活動を促進するための誘引策（インセンティブ）を強化し、民間のアイデア供給能力も拡大していく計画である。

最後に、アイデアに対する保護を強化するために関連システムと制度も整備する予定である。「公募展保護ガイドライン」を改正・配布し、新規登録アイデアに対して盗作検証システムを構築するなど、創造的なアイデアを安全に取引できる環境を構築し、不正競争防止法を改正してアイデア奪取に向けて是正命令・過料の賦課を推進し、アイデア紛争が発生する際にはアイデア取引に関する事実を証明する「アイデア登録事実証明制度」も運営する計画である。

特許庁長は「最近第四次産業革命と言われるデジタルトランスフォーメーションの時代では、情報や知識が普遍化し、技術が高度化するにつれ、従来のイノベーション要素を組み替えた創造的なアイデアから付加価値を創出することが非常に重要になってきた」とし、「今後構築する国家拠点アイデア取引所（プラットフォーム）を通じて、アイデア取引市場が作られ、国民の創造的なアイデアが企業のイノベーション及び国家経済・社会発展の原動力として活用されることを期待する」と述べた。

2-5 再チャレンジする創業者、最大 1.1 億ウォンで事業化を支援

韓国特許庁 (2022. 3. 3.)

(予備) 再創業者に向けた「知的財産再創業協業事業」を 3 月 4 日から 17 日まで受付

韓国特許庁と中小ベンチャー企業部は「知的財産再創業協業事業」に参加する予備または再創業者を 3 月 4 日 (金曜) から 3 月 17 日 (木曜) まで募集することを明らかにした。

中小ベンチャー企業部とともに推進する「知的財産創業協業事業」は、優秀な知的財産 (IP) を保有していながらも失敗した企業家を対象に、韓国特許庁の知的財産コンサルティングと中小ベンチャー企業部の事業化資金支援を連携し、充実した支援を行うことを目的としている。

昨年の 18 企業から 40 企業に支援規模を拡大し、支援対象も再創業を準備している予備再創業者にまで広げ、より多くの再創業者が支援を受けることができるようにした。

本事業は (1) 知的財産 (IP) 製品イノベーション支援事業、(2) シニア特許基盤技術創業支援事業などの二つのタイプで運営される。

(1) 知的財産製品イノベーション : 30 人

- (韓国特許庁) 知的財産技術製品化コンサルティングを支援 (8 カ月以内、最大 5 千万ウォン)
- (中小ベンチャー企業部) 試作品製作事業化資金、教育・相談 (メンタリング) などの再チャレンジ成功パッケージを支援 (8 カ月以内、最大 6 千万ウォン)

(2) シニア特許基盤 : 10 人

- (韓国特許庁) 知的財産権利確保、製品事業化計画、製品検証などの特許事業化パッケージを支援 (6 カ月以内、最大 4 千万ウォン)
- (中小ベンチャー企業部) 試作品製作事業化資金、教育・相談 (メンタリング) などの再チャレンジ成功パッケージを支援 (8 カ月以内、最大 6 千万ウォン)

まず、(1) 知的財産 (IP) 製品イノベーション支援事業は、特許や実用新案、デザインを保有した再創業者を対象に、製品開発中に経験する技術的困難に対する知的財産 (IP) 観点の解決案、試作品製作、知的財産運用資産構成 (ポートフォリオ) の構築に最大 1.1 億ウォン (韓国特許庁 5 千万ウォン、中小ベンチャー企業部 6 千万ウォン) を支援する。

この度新設された(2)シニア特許基盤技術創業支援事業は、優秀な知的財産(IP)を保有していながらも創業に失敗して再創業を準備または再創業した40歳以上のシニアを対象に、知的財産(IP)製品事業化の戦略、知的財産確保、知的財産(IP)製品の市場参入のための試験検証に最大1億ウォン(韓国特許庁4千万ウォン、中小ベンチャー企業部6千万ウォン)を支援する。

なお、再創業者には韓国特許庁と中小ベンチャー企業部が開催する投資誘致説明会または公共調達に参加できる機会も提供する。

韓国特許庁の特許事業化担当官は、「本事業は、韓国特許庁と中小ベンチャー企業部がそれぞれの専門性を連携して支援するプログラムであり、知的財産を基盤に再創業しようとする方により実質的な支援ができることを期待する」と述べた。

一方、詳細については韓国特許庁のウェブサイト(www.kipo.go.kr)と創業振興院のユーチューブチャンネルで行われる(※)オンライン事業説明会を通じて確認でき、創業支援ポータルウェブサイト(k-startup.go.kr)で受付できる。

※3月7日(月曜)午後2時

2-6 5月31日まで2022国民安全発明アイデアを受付

韓国特許庁(2022.3.7.)

国民の安全を守るアイデアを募集します

韓国特許庁は、警察庁、消防庁、海洋警察庁と共に「2022国民安全発明チャレンジ」のアイデアの受付を3月7日月曜日から5月31日火曜日まで実施する。

今年で5回目を迎える「国民安全発明チャレンジ」は、国民の安全を守る警察庁・消防庁・海洋警察庁所属公務員の災難・災害、事件・事故現場での経験を通じて国民の安全を守る技術を発掘するための公募展である。警察庁・消防庁・海洋警察庁所属公務員および職員であれば誰でも国民安全発明チャレンジウェブサイト(www.safetyinvention.kr)で1人当たり最大5件まで申し込むことができる。

※公募テーマ：災難・災害、事件・事故現場で直ちに適用できる国民安全関連アイデア

各分野の専門家による審査を経て選ばれたアイデアは、知的財産の専門家とアイデアを具体化し、特許出願まで進められるようサポートする予定である。このように最終選定されたアイデアが高度化すれば、最終審査を経て国会議長賞などを授与し、賞金を支給する。

また、展示・広報、技術移転などの後続措置を通じてアイデアが災難・災害、事件・事故現場で実際に活用されるよう支援する計画である。

【2022 国民安全発明チャレンジの推進手続き（案）】

アイデア公募		アイデア審査		アイデアの価値向上		最終審査		授賞及び展示
アイデアの募集及び受付	→	① 基礎審査 ② 書面審査 ③ 対面審査	→	① 2泊3日集合教育 ② 高度化・権利化 コンサルティング ③ 試作品製作	→	賞格決定	→	授賞式開催 受賞作展示
3～5月		6～7月		7～9月		9月		10～12月

「2022 国民安全発明チャレンジ」に関する詳細は韓国発明振興会の地域知識財産室（02-3459-2821）に問い合わせればよい。

2-7 韓国特許庁、生命工学・バイオヘルスケア分野の特許及び産業動向セミナーを開催

韓国特許庁（2022. 3. 7.）

特許・産業動向分析から見る生命工学・バイオヘルスケア産業の未来

【セミナーの概要】

日時・場所：2022年3月8日火曜日 13:30～17:00、国際知識財産研修院（オンラインセミナー）

主催：韓国特許庁バイオ特許研究会

参加：韓国バイオ協会、韓国製薬バイオ協会、原州医療機器テクノバレー、韓国デジタルヘルス産業協会、韓国スマートヘルスケア協会、韓国医療機器産業協会、大韓医用生体工学会、大韓弁理士会の会員（オンライン）

テーマ：

- ① 生命工学・バイオヘルスケア分野の特許および産業動向-マイクロバイオーム (Microbiome) -
- ② 生命工学・バイオヘルスケア分野の特許および産業動向-人工知能・ビッグデータ基盤デジタルヘルスケア-
- ③ 生命工学分野の審査実務ガイド
- ④ グリーン・ホワイトバイオ分野の有望産業の動向
- ⑤ 網膜人工知能マーカー技術から見たデジタルヘルスケアの動向および競争の分析

韓国特許庁のバイオ特許研究会は3月8日火曜日13時30分、国際知識財産研修院（大田市）で「生命工学・バイオヘルスケア分野の特許及び産業動向セミナー」を開催する。セミナーは、イノベーション成長 Big3 産業の一つである生命工学・バイオヘルスケア分野の未来戦略の樹立をサポートするために企画された。同分野の産・学・研専門家約200人がオンラインで参加して韓国の技術水準を診断し、今後の研究の方向性と競争力の向上方法を論議する予定である。

セミナーの1番目の発表は、特許庁審査官が分析したマイクロバイーム (Microbiome) 分野の特許と産業動向、デジタルヘルスケア分野の特許と産業動向、生命工学分野の審査実務ガイドで構成されている。「マイクロバイーム」と「デジタルヘルスケア」分野の主題発表では最近の技術・特許動向、世界の産業動向と主要国政策の分析結果について説明する。また、最近の生命工学分野の新技术および融合・複合技術発明の先行的な保護をサポートするために制定・改定された「生命工学分野の審査実務ガイド」の主要内容が説明される予定である。

2番目の発表は、生命工学分野主導企業と創業スタートアップ・ベンチャー産業界の声を聞くために設けられた。CJ 第一製糖の「BIO 技術研究所」は、世界ベンチャー企業の資本 (VC) 投資および企業・技術の分析を通じた農業、食糧・エネルギー・環境分野の生命工学 (グリーン・ホワイトバイオ) 分野の有望産業の動向と世界産業戦略を共有する。また、Medi Whale は、デジタルヘルスケア分野の特許と競合会社の現況に関する発表を通じてスタートアップの発掘と支援に対する示唆点を提示すると期待される。

特許庁の融合複合技術審査局長は「バイオヘルスケア分野は世界的に急速に成長している高付加価値産業であり、コア技術の開発を通じて強い特許を生み出すことが重要だ」と強調し、「生命工学・バイオヘルスケア分野の主要技術に対する持続的な特許分析を通じて産業界の研究開発の方向性や未来戦略の樹立をサポートしたい」と述べた。

2-8 韓国特許庁、直接開発した学習コンテンツでグローバル知的財産専門家を育成する

韓国特許庁 (2022. 3. 7.)

韓国特許庁・WIPO・韓国発明振興会、
知的財産学習コンテンツ (IP パノラマ 2.0) の共同開発を完了

韓国特許庁は3月7日、世界知的所有権機関 (以下、WIPO) および韓国発明振興会と共に外国人向けの知的財産デジタル学習コンテンツ「知的財産 (IP) パノラマ 2.0」を開発したと発表した。

「知的財産 (IP) パノラマ 2.0」は、「知的財産 (IP) パノラマ」の新規バージョンであり、知的財産権分野の主な争点である知財権獲得戦略、活用、保護、事業、マーケティングなど、事業観点からの知的財産戦略を学習する特許庁の代表的な E ラーニングコンテンツである。また、マイクロラーニング (※) 方式を適用した短い再生時間 (15 分前後)、モバイル学習が可能なユーザー環境 (UI)、知的財産に関する新しい制度と事例などを最新の映像技法で構成し、学習できるように開発された。

※1 つ～2 つの概念を短時間で消費できる短い学習コンテンツ

前のバージョン (※) は、時間の経過とともに法・制度の変更、コンテンツデザインおよび学習事例の老朽化、動画再生ソフトウェアのサービス中止などの問題が生じて、コンテンツ再開発の必要性が提起されてきた。そのため、韓国特許庁・世界知的所有権機関 (WIPO)・韓国発明振興会は 2019 年から改訂版を共に開発し、「知的財産 (IP) パノラマ 2.0」を作り上げた。

※知的財産 (IP) パノラマ：2007 年に英語版リリースの後、世界 24 カ国の言語で普及、現在まで計 175 カ国・約 3 万人 (韓国・世界知的所有権機関課程 1.1 万人、世界知的所有権機関課程 1.9 万人) の知財権関連専門家の教育に活用

一方、コンテンツは、今年 7 月に世界知的所有権機関 (WIPO) 加盟国総会の事業開始イベントなどの多様な広報を経て、来年から韓国・世界知的所有権機関 (WIPO) の知的財産 (IP) 専門家認証課程 (AICC) に活用され、「WIPO Academy」および各国の特許庁 E ラーニングウェブサイトなどに掲載されて全世界人を対象とした IP 教育課程に活用される予定である。また、コンテンツは、韓国特許庁オンライン教育ウェブサイト (www.kipoacademy.kr) で確認できる。

特許庁は今回の 2.0 改訂版が、世界の関係者が知的財産を理解し適用する上で大きく役立ち、特に、韓国の最新事例を盛り込んでいるため、全世界に韓国企業を自然に広報する効果もあるものと期待している。

特許庁の国際知識財産研修院長は「今回開発された『知的財産 (IP) パノラマ 2.0』が世界の事業分野で知的財産 (IP) の重要性と必要性に対する認識を広めることにより積極的に活用されることを願い、特許庁はこれからも世界で知的財産の拡大を導く主導者としての役割を一層強化していく予定だ」と述べた。

韓国発明振興会の常勤副会長は「知的財産人材は未来のイノベーション成長をけん引するコア人材であり、知的財産 (IP) パノラマは知的財産人材のグローバル能力を向上させる上で重要な役割を果たしてきた」とし、「知的財産 (IP) パノラマ 2.0 を基盤に、これ

からグローバル知的財産専門家の育成に向けて活用分野をさらに拡大していきたい」と話した。

2-9 韓国特許庁、自治体と共に地域企業の IP 事業化をサポートする

韓国特許庁 (2022. 3. 10.)

大田、済州、城南と 1 社当たり最大 8,000 万ウォン規模の事業化を支援

韓国特許庁は、大田広域市、済州特別自治道、京畿道城南市と共に地域企業の知的財産事業化を促進するため、3月11日金曜日から「2022年知的財産製品イノベーション支援事業（自治体協業型）」に参加する企業の申し込みを受け付けると発表した。

今回の事業は、知的財産を保有している地域中小企業を対象に、製品開発中に経験する技術的困難を、知的財産を通じて解決できるようにサポートする。新製品企画、問題解決、製品の高度化に関するコンサルティングの提供と試作品の製作支援など、選定企業に対して最大 8,000 万ウォン規模の知的財産事業化を支援する予定であり、投資誘致説明会に参加する機会も提供して企業が後続事業化を円滑に推進できるよう積極的に後押しする計画である。

【知的財産製品イノベーション支援事業（自治体協業型）の概要】

支援対象：登録された特許、実用新案、またはデザインを有している対象地域の企業

支援規模：29社（大田10、済州4、城南15）、1社当たり最大8,000万ウォン（※）

※特許庁最大5,000万ウォン+自治体最大3,000万ウォン

支援内容：製品開発中の技術的困難の解決、検証、投資誘致など

申し込み方法：オンラインで申請書、登録原簿、各種証拠書類等を提出

大田・城南は、3月25日18時まで韓国発明振興会ウェブサイト（kipa.org）

済州は、4月1日18時まで済州産業情報サービスウェブサイト（jeis.or.kr）

昨年、特許庁は、大田市や城南市などの自治体と共に計18の中小企業を試行的に支援した。支援を受けた企業のうち Littleone は、授乳日誌を自動で記録する「スマートボトル（smart bottle）」を開発して「国際電子製品見本市（CES、Consumer Electronics Show）2022」でイノベーション賞（Innovation Awards）を受賞するなど、優れた成果を上げた。

特許庁の特許事業化担当官は「本事業を通じて地域の中小企業が優秀な知的財産を基盤に事業化に成功し、イノベーション企業に生まれ変わることを期待している」と述べた。

参加を希望する大田企業と城南企業は3月25日金曜日まで韓国発明振興会ウェブサイトを通じて、済州企業は4月1日金曜日まで済州産業情報サービスウェブサイトを通じて申し込むことができる。詳細は特許庁ウェブサイト (kipo.go.kr) に掲載された事業公告から確認できる。

※事業に関するお問い合わせ：韓国発明振興会の発明振興室 (02-3459-2800)

2-10 中高年特許基盤技術創業の支援事業、3月11日から25日まで受付

韓国特許庁 (2022. 3. 10.)

特許技術で創業する中高年に最大4,000万ウォン支援！

韓国特許庁は、3月11日金曜日から、銀行圏青年創業財団 D. CAMP、信用保証基金、企業銀行と共に特許と熟練した技術を有している中高年の技術創業 (最大4,000万ウォン) を支援する「中高年特許基盤技術創業支援」事業に参加する中高年 (予備) 創業者を募集すると発表した。

今回の事業は、特許を保有している満40歳以上の中高年を対象に、創業に欠かせない知的財産の確保、製品事業化計画、製品検証 (試験および製作) など、最大4,000万ウォンの特許事業化パッケージを、専門機関を通じて提供し、協業機関を通じて創業投資を後続支援するものである。

【中高年特許基盤技術創業の支援事業の体系】

1. 特許事業化パッケージ (最大4,000万ウォン/6カ月、自己負担金20%)

権利強化：知的財産権利確保の支援 (出願、特許導入など) +
製品事業化計画：事業モデル・投資戦略等の製品事業化の計画書 +
製品検証：試験/製作、器具設計、製作検証など

2. 協業機関および後続支援

入居空間/投資検討、投資誘致説明会、創業投資支援プログラム

今年は知的財産の確保方法を多様化し、創業投資協業機関を拡大するなど、中高年創業者へのサポートを強化した。まず、強力な知的財産ポートフォリオを構築するために、新規出願に限られている知的財産の権利確保方法を実施権 (専用または通常実施権) の譲受まで拡大し、創業に必要な知的財産の迅速な確保をサポートする。また、協業機関の場合、昨年少小ベンチャー企業部と銀行圏青年創業財団から今年は技術保証基金、信用保証基

金、企業銀行等の金融機関も新しく参加して創業・投資プログラムの後続支援を一層強化した。

協業機関	協業機関連携プログラム
中小ベンチャー企業部	全国 33 の中高年技術創業センターの創業教育、メンタリング、入居の機会
銀行圏青年創業財団	投資検討（最大 3 億ウォン）、入居の機会
技術保証基金	共同投資誘致説明会、連携保証および投資推薦
信用保証基金	創業投資プログラムの連携支援
企業銀行	創業・投資・入居の総合支援プログラム

特に、今年は、成功ベンチャー企業家・投資家・創業者間の定期的なネットワーキング会を新設し、成長基盤資金を確保できるよう民間投資機関と投資誘致説明会も拡大して提供する。（2021 年 6 回→2022 年 8 回）

昨年新設された同事業を通じて、中高年創業者は平均的に知的財産 2 件を確保し、製品事業化戦略 2.2 件、製品検証 1.4 件などの支援を受け、39 人の新規雇用と約 103 億ウォンの投資誘致に成功した。

特許庁の特許事業化担当官は「今年は多様な官民創業機関との実質的な創業投資協力が強化されただけに、優秀な成果が期待される」とし、「能力のある中高年の関心と参加を望む」と伝えた。

今回の事業の支援対象は、公告締切日（2022 年 3 月 25 日）まで特許を保有している満 40 歳以上の中高年であり、支援を希望する（予備）創業者は公告期間である 3 月 11 日金曜日から 3 月 25 日金曜日まで韓国発明振興会のウェブサイト（kipo.org）を通じて申し込めばよい。詳細は特許庁ウェブサイト（kipo.go.kr）および韓国発明振興会（kipo.org）に掲載された事業公告から確認できる。

2-11 韓国特許庁、企業・機関向けオーダーメイド型営業秘密管理体系の構築を支援
韓国特許庁（2022. 3. 11.）

「営業秘密管理体系コンサルティング」の上半期支援対象を募集

韓国特許庁は「営業秘密管理体系コンサルティング」の支援対象を 3 月 22 日火曜日まで募集すると発表した。営業秘密は公然に知られておらず、独立した経済的価値を有する技

術上または経営上の情報であり、秘密として管理されていなければ法的に保護してもらえない。

営業秘密管理体系コンサルティングは、専門家が企業・機関に対する現場のインタビューを通じて営業秘密管理の部門別脆弱点を把握し、企業の規模や業種および取扱情報などに応じた営業秘密管理方法をオーダーメイド型で提供する。制度的・人的部門では、秘密等級の分類、書式・規定の検討など、体系の改善をサポートする。物的部門では、秘密資料の分離・保管、利用制限などの管理措置を設ける。全従業員の教育および営業秘密保護宣言式を通じて営業秘密保護への認識向上も一緒に実施する。

営業秘密管理体系コンサルティング参加企業の営業秘密管理体系水準は、2020年にはコンサルティング前後平均32%、2021年には33%向上したことがわかった。

昨年の支援対象機関であった韓国食品研究院の研究員は「研究資料の管理方法を樹立するためにコンサルティングを申し込んだ。これまで営業秘密に対する研究員たちの認識が低くて改善が難しかったが、今回のコンサルティングを通じて規定・ポリシーを設け、営業秘密の重要性と必要性を認識するきっかけになった」と述べた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「企業・機関の技術資料などが営業秘密として保護されるには秘密管理が最重要」とし、「今回のコンサルティングを通じて営業秘密管理に困っている企業・機関が自らの状況に合わせた管理体系を構築するきっかけになることを願う」と話した。

今年は上・下半期に計2回公募を行って中小・中堅企業、大学、公共研究機関を対象にそれぞれ30社、計60社を選定する計画である。営業秘密管理体系コンサルティングに関する詳細と申請手続きは、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) および営業秘密保護センター (1666-0521、www.tradesecret.or.kr) で確認できる。

2-12 韓国特許庁、国際機関に「新型コロナ優先審査」を紹介

韓国特許庁 (2022. 3. 11.)

「特許現況報告書：新型コロナ」発行イベントに招待・討論

韓国特許庁は、3月10日木曜日に世界知的所有権機関 (WIPO) が開催した新型コロナワクチンおよび治療薬分野の「特許現況報告書 (※) (Patent Landscape Report)」発行イ

ベントに韓国特許庁の「新型コロナ特許優先審査」に関する情報を共有するパネルとして招待されたと発表した。

※特許現況報告書 (Patent Landscape Report) : 特定の国、地域または全世界の特定技術分野に対する特許活動を検討した現況報告書 (不定期発行)

「特許現況報告書」は、パンデミック期の新型コロナワクチンおよび治療薬に関する特許活動を分析し、これに関連する各国の特許政策、戦略的な研究方法、技術移転などを紹介する内容を盛り込んでいる。

世界知的所有権機関の事務次長補を座長とした「特許現況報告書」発行イベントのセミナーには、新型コロナと関連する主要国際機関 (※) の専門家や教授だけでなく、韓国特許庁をはじめとする米国・中国特許庁の特許専門家が参加し、新型コロナワクチンのプラットフォームおよび治療薬関連技術開発の現況、研究開発 (R&D) のパートナーシップ・協力、そして特許システムの効果と貢献に対する観察などを討論する場が設けられた。

※新型コロナ関連主要国際機関 : 世界保健機関 (WHO)、世界貿易機関 (WTO)、感染症流行対策イノベーション連合 (CEPI)、医薬品特許プール (MPP) など

特に、「特許現況報告書」で韓国特許庁に出願された新型コロナ関連特許出願の公開・登録時期が他国に比べて相対的に早いことがわかり、今回のセミナーで韓国特許庁の新型コロナ関連特許の優先審査制度が紹介された。

※米国化学会 (CAS) が 2020 年から 2021 年 9 月まで新型コロナワクチンおよび治療薬と関連する公開された特許出願件を分析した結果、韓国特許庁に出願された特許出願件を基準に、公開時期は化学/生命工学 (バイオ) 出願 18.7 カ月および新型コロナ出願 13.1 カ月と約 30%短縮され、登録時期は化学/生命工学 (バイオ) 出願 10.3 カ月および新型コロナ出願 9.7 カ月と約 6%短縮された

一方、特許庁は昨年 6 月、既存の優先審査対象に加え、新型コロナなどの緊急事態に柔軟かつ迅速に対処できるよう優先審査制度を改善 (特許法等の改正) し、韓国企業が優先審査制度を利用する場合、平均 2.3 カ月で特許審査を受けることができ、特許審査にかかる期間を全体平均に比べて約 10 カ月短縮できると予想される。このような政策効果が認められ、特許庁の「新型コロナ等関連特許出願の優先審査制度」は法制処が主管した「2021 年積極行政法制優秀事例」に選ばれた。

※ (平均審査着手期間) 優先審査 : 2.3 カ月/全体 : 12.2 カ月 (2021 年 12 月基準)

特許庁の特許審査企画局長は「韓国企業が開発した技術を、特許を通じて迅速に権利化できるようにサポートするための韓国の優先審査制度について海外でも大きな関心を持って

いる」とし、「新型コロナ等の国家的災害を乗り越える上で役立つ特許出願に対し速やか審査を提供して素早い災害対応および復旧を期待する」と付け加えた。

2-13 3月14日月曜日から2022年知的財産情報活用創業コンテストを受け付け

韓国特許庁 (2022. 3. 14.)

知的財産分野のクリエイティブな創業アイデアを探しています！

韓国特許庁は、知的財産データ(※)を活用した創業コンテストの「知的財産情報活用創業コンテスト」への参加の申し込みを3月14日月曜日から受け付けると発表した。特許庁が主催し、韓国特許情報院が主管する「知的財産(IP)情報活用創業コンテスト」は、知的財産データを活用した創業アイデアを持っている全国民を対象とし、3月14日月曜日から5月9日月曜日まで特許情報活用サービス(KIPRIS Plus)のウェブサイト(<https://plus.kipris.or.kr>)から申し込むことができる。

※特許情報活用サービス(KIPRIS Plus)のウェブサイトで提供している特許データ

特許庁は1次書類評価(5月)、2次発表評価(6月)を経て計9チームが受賞し、報奨金とともに特許庁長賞(3組)、韓国特許情報院長賞(6組)が授与される。他にも、受賞チームには最大1.7億ウォン相当の知的財産データを5年間無料で提供し、中小ベンチャー企業部、技術保証基金などの協力機関の創業支援事業(※)も連携支援して受賞作の創業および事業活性化までサポートする予定である。さらに、最終選抜された優秀アイデアの場合、行政安全部が主催する「全政府公共データ活用創業コンテスト」の本選進出の機会も与えられる。

※中小ベンチャー企業部予備創業パッケージ、初期創業パッケージ、科学技術部K情報通信技術創業メンタリングセンターで加点付与など

【2022年知的財産(IP)情報活用創業コンテストの進行日程(案)】

公募・広報	審査・評価	授賞式	コンサルティング	後続支援
ウェブサイト公告 広報実施	審査委員構成 書面評価 発表評価	賞状・賞金 授与	アイデア具体化の コンサルティング・メンタリング	IP情報提供、 協力プログラムの推薦等
3.14~5.9	1次5.18、2次6.17	6.17	7月~	7月~

※上記日程はコンテストの運営状況によって変更可能

2015年から開催してきた本コンテストは、現在まで計16社の創業、23の商品ローンチ、122件の知的財産創出をサポートするなど、多くのアイデアの創業化、事業活性化に寄与

した。一例として、2019年に最優秀賞を受賞した Twigfarm は、約 1.5 億ウォン相当の無料データ、海外展示会への参加・広報などの支援を受け、人工知能基盤のオーダーメイド型特許翻訳プラットフォームを成功裏にローンチし、信用保証基金から 5 億ウォンの投資誘致を受けるなどの成果を上げている。

特許庁の情報顧客支援局長は「産業・経済的価値が高く、活用価値が無限な知的財産データを活用したさまざまな分野の創業アイデアが生まれることを期待している」とし、「斬新なアイデアを持っている国民の多くの参加を願っている」と伝えた。

詳細は特許情報活用サービス (KIPRIS Plus) (<https://plus.kipris.or.kr>) 内の公告を確認するか、特許庁の情報管理課 (042-481-5137) または韓国特許情報院の知識財産情報拡散チーム (02-6915-1495, 1423) に問い合わせればよい。

2-14 韓国特許庁、新産業分野をリードする技術・知的財産融合人材の育成を推進

韓国特許庁 (2022. 3. 14.)

今年から全国 50 の新技術学科に 3 年間知的財産講座を開設、
教育コンテンツの開発、教授教育、産学協力プロジェクト等を支援、
3 月 14 日月曜日から「新産業分野の知的財産融合人材育成事業」申し込みを受け付け

韓国特許庁は技術の専門性と知的財産能力を兼ね備えた未来人材の育成のために、3 月 14 日月曜日から「新産業分野の知的財産融合人材育成事業」に参加する大学を募集する。この事業は、予備研究開発 (R&D) 人材である新産業分野の理工系学生にとって不可欠な知的財産能力を育てるため、教育部との協力 (※) により企画された。

※人材育成事業間の重複投資を防止し、政府機関の専門性を活用するための教育部「部処協業型人材育成事業 (7 部処、14 分野参加) の知的財産分野

支援対象はすべての新産業関連学科・専攻・事業団であり、1 校当たり最大 3 つの分野まで申し込むことができる。募集期間は 3 月 14 日月曜日から 4 月 22 日金曜日までであり、韓国発明振興会 (知識財産人材養成室、02-3459-2808) まで郵便または訪問申請すればよい。選定された大学は 3 年間技術・知的財産融合人材を育成するための知的財産教育の支援を受けることになる。

【新産業分野の知的財産融合人材育成事業 (2022~2024 年) の概要】

事業目的: 未来の新産業分野に進出する予備研究開発人材を、知的財産能力を兼ね備えた融合人材に育成

事業年度：2022年3月～2025年2月（3年）

事業費：3年間177億ウォン（予算審議によって金額に変動有り）

2022年事業予算47.06億ウォン/8カ月分反映

※支援規模（2022年）：計50の学科・専攻を支援、学科・専攻別0.8億ウォン、計40億ウォン

支援対象：一般財政支援対象147校のうち、IP融合人材の育成が求められる新産業分野の学科・専攻

支援内容：BIG3、データ、ネットワーク、人工知能（DNA）等の新産業分野の人材育成課程・学科・事業団などに講座支援、教授教育、コンテンツの開発、奨学金等の知的財産教育を総合支援

本事業は、大学が主導的に知的財産融合人材を育成できるよう、多様な知的財産教育のインフラを総合的に支援するのが特徴である。特許庁は、学科内に知的財産講座を開設するために新産業分野の特性を反映した知的財産教育課程および知的財産融合教育コンテンツを開発・普及し、産学協力プロジェクトなど、知的財産の争点に対する非教科課程と修士・博士向け知的財産研究開発（IP-R&D）教育課程の運営を支援する。また、知的財産深化教育、学業奨励金制度を通じて優秀学生を集中的に育成する一方、教授の知的財産能力を強化するための教授教育、事業管理・資料共有機能を備えた統合プラットフォームの構築なども推進する計画である。

特許庁の産業財産政策局長は「第四次産業革命をリードする未来の新技术を先取りするためには、専攻分野の専門知識に加えて知的財産を創出・活用できる能力を備えた「知的財産融合人材」の育成が急務である」とし、「同事業を通じて知的財産の重要性と必要性に対する認識が広がり、知的財産教育が普遍化することを願う」と述べた。

事業に対する詳細は教育部（www.moe.go.kr）または特許庁（www.kipo.go.kr）ウェブサイトの公告を参照するか、韓国発明振興会（知識財産人材養成室、02-3459-2808）に問い合わせればよい。

2-15 韓国特許庁・KAIST、企業CEO向け知的財産最高位課程を開設

韓国特許庁（2022.3.14.）

3月14日から4月15日まで「知的財産最高位課程」の受講生を募集

韓国特許庁は知的財産を戦略的に活用して企業のイノベーション成長を導く管理人材を養成するために、韓国科学技術院（以下「KAIST」）と共に「知的財産最高位課程」を開設

し、第1期受講生を募集すると発表した。募集期間は3月14日（月）から4月15日（金）までであり、知的財産に関心のある中小・中堅企業のCEO、役員および弁護士、ジャーナリストなど、各界の専門家であれば誰でも申し込むことができる。関心のある志望者はウェブサイトで入学申込書をダウンロードした後、電子メールで提出すればよい。

※ ウェブサイト（<http://futures.kaist.ac.kr/ko/?c=222>）、電子メール（yugyeong.na@kaist.ac.kr）

「知的財産最高位課程」の教育内容は、知的財産の概要、メタバース、人工知能時代における知的財産経営、企業の特許創出・管理戦略、知的財産金融および使用権（ライセンス）戦略、特許紛争および営業秘密保護戦略、米国・中国の知的財産動向などで構成されている。また、受講生は知的財産優秀経営企業や特許法院などの知的財産関連機関を訪問し、知的財産が実際に活用されている現場を直接体験できる。そして、分任活動を通じて受講生間のネットワークを形成し、政策提言の機会も得ることができる。これにより、受講生たちは知的財産全般に関する知識を習得できるだけでなく、変化する市場環境で主導権を確保できるよう、企業経営に知的財産を戦略的に活用する方法も学べると期待される。

今回の課程では計40名を選抜する予定である。教育修了生には特許庁長およびKAIST総長名義の修了証が与えられる。また、KAISTの同窓資格により、各種同窓会への参加特典ももらえる。

【「知的財産最高位課程」の推進概要】

区分	内容
対象	中小・中堅企業のCEO、役員、弁護士・ジャーナリスト等の各界の専門家
人員・運営	40名前後（12週間週1回、約3カ月）
講義テーマ（案）	<ul style="list-style-type: none"> ・メタバース、人工知能時代における知的財産経営 ・企業の特許創出・管理戦略 ・知的財産金融、収益化・使用権（ライセンシング）戦略 ・特許紛争、営業秘密保護戦略
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・知的財産関連機関への訪問・現場特別講義（知的財産優秀経営企業、特許法院等） ・分任活動を通じて受講生間連帯強化、政策提言発掘機会の提供
講師陣	教授、政府・公共機関の知的財産専門家、弁理士、知的財産専門弁護士等

特許庁の産業財産政策局長は「新型コロナを機にデジタルトランスフォーメーションが加速し、世界の技術覇権争いが激化している最近の市場環境で、知的財産は企業の生存と成長を決定付ける重要な要素となっている」とし、「多くの企業の CEO がこの教育課程に参加して企業の成長を導く知的財産能力を育てられることを願う」と伝えた。

2-16 韓国国内で初めて発明体験教育館を開館

韓国特許庁 (2022. 3. 15.)

発明で未来を開く

- ・(学生) 発明は思ったより難しくないと思います。生活の不便を解消する単純なアイデアも糸口になりえます。発明は優れた天才だけに与えられた特権ではなく、皆に与えられた機会だと思います。
- ・(教師) 今日の子供たちの夢は公務員、ユーチューバーになっていますが、子供たちの夢が韓国のビル・ゲイツ、イーロン・マスク、スティーブ・ジョブズになれるよう認識が変わる必要があります。

韓国特許庁と慶尚北道教育庁は 3 月 15 日火曜日 14 時に、慶尚北道の慶州で「慶尚北道教育庁発明体験教育館」の開館式を開催した。

韓国国内初の発明専門教育機関の「慶尚北道教育庁発明体験教育館」は、学生たちが発明体験を通じて未来のイノベーターに成長するようサポートし、一般市民が発明を親しみやすく感じて身近で接することができるよう、特許庁と慶尚北道教育庁が共同で設置した。

特許庁は全国 207 の発明教育センターを通じて発明教育をサポートしてきたが、教室 1～2 室の小規模施設であったため、アイデアを発想・実現し、特許まで確保する発明教育の全過程を体験するには限界があった。そのため、市・道別に展示体験施設、最新の資機材、深化教育課程および専門人材を備え、発明に関心のあるすべての学生と市民が利用できる地域発明教育基盤施設の構築を推進してきた。その初の試みとして、2019 年に慶尚北道教育庁と業務協約を締結し、設計・工事および 3 年間の準備期間を経て、2022 年 3 月 15 日に開館することになった。

※総事業費 236.2 億ウォン、3 棟延べ面積 5,837 m²規模 (旧小学校を改築)

「慶尚北道教育庁発明体験教育館」は、発明を基盤とする3つの展示・体験空間（発明チェウム館、挑戦ヒェウム館、未来キウム館）で構成されており、市民の休憩空間であるオウリム広場と駐車場も用意されている。

「発明チェウム館」は、世の中を変えた偉大な発明品と発明家の物語を通じて観客を発明の世界へ招待する。多様な演出媒体を活用した施設物を観覧・体験することができ、観客の発明に対する理解と興味を深めることと期待される。

「挑戦ヒェウム（※）館」は、発明に基づく遊びと体験を通じて創造的な思考力を育てる空間である。観客が発明を難しいものではなく身近なものとして感じられるよう遊び場のように構成しており、慶州の代表発明品である「瞻星台」の天文観測の原理もここで体験できる。

※「ヒェウム」は「考え」を意味する純韓国語

「未来キウム館」には、最新ロボット、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）などの体験を通じて先端産業技術を理解し、新しい未来を描くことができる「未来発明キウム室」がある。また、幼児向け発明体験施設物が備えられている「幼児発明キウム室」もある。

「慶尚北道教育庁発明体験教育館」は、展示・体験施設の他にも創作製作者（メーカー）室などの教育施設も備えている。この施設では1日体験型創意発明教育、発明英才教育、発明教員職務研修なども行われる。一般市民が参加する発明体験空間（ブース）、発明演奏会（コンサート）なども随時開催する。このように、発明をテーマにしたさまざまなプログラムを通じて、学生たちは未来のコア能力である創意力、問題解決力、チャレンジ精神などを学び、観客は自然に発明を理解して楽しむことができると期待される。

開館式には道議員および地域教育関係者が参加して開館を祝った。特に、発明に関心のある近隣の学生たちを招き、施設物を直接観覧し、体験する機会も設けられた。開館式は記念碑の除幕を始めに、建立経過報告、建立映像の上映など、多様なプログラムで構成され、新型コロナの感染拡大を防止するために参加人数は最少化し、防疫対策に従って行われた。

特許庁長は「より多様かつ体系的な発明教育を通じて、より多くの学生が創意人材に成長できるよう発明体験教育館の建立を新たに推進した」とし、「慶尚北道教育庁発明体験教育館が地域の発明有望株を未来のイノベーターに育てる名実相伴う発明の中心地になれるよう積極的に支援する」と伝えた。

慶尚北道教育庁長は「慶尚北道で韓国初の発明専門教育機関である発明体験教育館の開館式を開催することになり、非常に意義深い」とし、「これから大韓民国発明教育の先導的な役割を果たすために、体系的な人的・物的インフラの構築、知的財産権の創出に向けた専門発明教育とプログラムの開発・普及、特化した展示体験教育の運営、発明教育の政策研究など、多様な教育活動を持続的に推進していきたい」と述べた。

慶尚北道教育庁発明体験教育館の展示・体験館は、オンライン予約を通じてすべての学生と市民が無料で利用することができる。詳細は発明体験教育館のウェブサイト（www.gbe-ieec.kr）で確認できる。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 国際知財権紛争、特許庁に助けを求めてください

韓国特許庁（2022. 3. 4.）

2022年国際知財権紛争企業支援 149億ウォン投入、3月4日金曜日から申し込み

韓国特許庁は「2022年国際知財権紛争対応戦略支援」事業に参加する企業を3月4日金曜日から募集すると発表した。

特許庁は近年増加しているグローバル特許訴訟、特許不実施主体（NPE）の訴訟乱用、海外偽造商品の流通などに対応するため、昨年より40億ウォン増額された計149億ウォンを中小・中堅企業の国際知財権紛争支援事業に投入する。

今年からは国際知財権紛争に悩まされている中小・中堅企業に対する支援を拡大し、紛争の事前予防から懸案対応に至るまで紛争の状況別支援類型も多様化する。まず、中小・中堅企業が事前に特許紛争を予防し、対応できるよう特許侵害・被侵害分析サービスを今年新規導入し、自社製品が競合会社の特許を侵害したか、または競合会社が自社の特許を侵害したか否かを教えてくれる。また、特許侵害で提訴されたり、自社の特許が侵害されたりするなどの特許紛争が発生すれば、警告状、訴訟、使用权（ライセンス）協約など、状況に応じた段階別対応戦略を提供する。中小企業と大企業間の特許紛争も試行的に支援する。大企業が中小企業の特許技術を侵害するか、中小企業の技術を不当に特許権利化して逆攻撃する場合など、相対的弱者である中小企業の特許紛争対応を支援する計画である。さらに、海外で商標権を無断で先取りされた中小・中堅企業に対して異議申し立て・無効審判を支援する「無断権利先取り対応戦略」、海外偽造商品に対する行政取締りおよ

び法的対応を支援する「商標被害・形態模倣対応戦略」を提供し、海外現地商標権の確保など「海外ブランド保護戦略」も支援する。

特許不実施主体（NPE）の特許訴訟による大企業・協力会社の共同被害、標準特許に係る集団被提訴、商標ブローカーによる商標無断先取りなど、一つの知財権紛争問題に被害を受けている企業（3社以上）に対しては、共同対応も支援する。知財権紛争企業は共同対応を通じて紛争費用を削減し、情報とノウハウを共有することができ、法的対応力と交渉力を高めるなど、紛争対応の効果性も最大化できる。

一方、今年から特許紛争対応戦略コンサルティングの費用支援を年間最大1億ウォン（2021年）から2億ウォン（2022年）まで拡大し、最大3年まで連続支援する。

特許庁の産業財産保護協力局長は「中小・中堅企業のグローバル市場に向けたイノベーション取組がきちんと認められるよう、国際知財権紛争に対する支援を積極的に拡大していきたい」と述べた。

2022年国際知財権紛争対応戦略支援事業に参加を希望する企業は、知識財産保護総合ウェブサイト（www.ip-navi.or.kr）で申し込むことができる。また、詳細は特許庁ウェブサイト（www.kipo.go.kr）および韓国知識財産保護院ウェブサイト（www.koipa.re.kr）で確認できる。

3-2 韓国特許庁、Kポップグッズ関連偽造品の取締り及び啓発を実施

韓国特許庁（2022.3.7.）

3月 BTS 公演会場の周辺で商標権者との合同取締りを予定
主要エンターテインメント・韓国音楽コンテンツ協会と共同で
オンライン偽造品取締りを実施

日常回復への期待感とソーシャル・ディスタンスの緩和により、韓国の主要エンターテインメント各社が少しずつ対面 K ポップコンサートを準備している。対面公演の再開に伴って人気歌手のグッズ（※）市場も活性化すると期待され、K ポップの人気に便乗したグッズ関連偽造品の流通も増加すると予想されている。

※特定のブランドや芸能人などが発売する文具類、雑貨類、衣類等の企画商品

2019年9月、韓国特許庁の産業財産特別司法警察は BTS グッズ関連偽造品をオンライン・オフライン上で流通させた卸売業者4社の関係者を刑事立件し、商標権侵害物品約7,600点を押収したことがある。

韓国特許庁は、HYBE（BTS 所属のエンターテインメント）と共に3月10日から3日間、ソウルオリンピックメインスタジアムで開催される BTS コンサート現場でグッズ関連偽造品の取締りおよび根絶啓発活動を実施することにした。HYBE は、公演の前に BTS 公式チャンネルを通じてグッズ関連偽造品の購入を控えるよう呼びかける予定であり、公演当日は特許庁の商標特別司法警察と共に合同取締りを実施するという内容を消費者と BTS のファンに知らせる考えである。

一方、特許庁は2月21日から3月14日まで韓国音楽コンテンツ協会および韓国の主要エンターテインメント（HYBE、SM、JYP、YG）と共に主要オンライン市場を対象に K ポップグッズ関連偽造品の集中調査を行っており、取締りの過程で集めた情報を基に大規模・常習販売者に対しては企画捜査も実施する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は「K ポップを含む韓流コンテンツ関連偽造品が広範囲にわたって流通すれば、商標権者だけでなく韓国のイメージにも否定的な影響を及ぼすおそれがある」とし、「韓流コンテンツ関連偽造品の流通を防止するために、韓国音楽コンテンツ協会などと協力して商標権侵害行為に対する監視と取締りを継続して推進する計画だ」と述べた。

韓国音楽コンテンツ協会の事務総長は「最近改正された不正競争防止法に、有名人の肖像・氏名等の財産的価値を保護する規定が新設されたことを踏まえ、当該エンターテインメントの商標権および有名芸能人の肖像権等に対する管理を強化する」とし、「今後も特許庁と協力して知的財産を尊重する文化が定着するよう広報を持続的に推進していきたい」と話した。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム